

調布市制施行 70 周年における表彰等について

1 60 周年時の表彰基準等について（参考）

(1) 市政功労者表彰

ア 市民表彰（基準）

- (ア) 市の公益の増進について、その業績が顕著なもの
- (イ) 市の文化向上に寄与し、又は市民にさわやかさと明るい希望を与えたもの
- (ウ) 著しい篤行により、市民の模範としてふさわしいもの

イ 自治表彰（基準） 市政の発展に寄与し、その功績が顕著なもの

(2) 感謝状の贈呈

ア 基準

従前、周年式典においては、周年を祝賀し、市政において功績のあった者（市政功労者として表彰される者を除く。）に感謝状を贈呈している。贈呈基準については、市政功労者表彰の顕彰分野と同じとし、資格年数については、「10 年以上 15 年未満」

(3) 市制施行 60 周年記念特別功労

ア 基準

市制施行 60 周年を迎え、市制施行から現在に至るまで、まちづくりや公共の福祉の増進に寄与するなど、長年にわたり、市勢伸展への貢献が顕著でありその功績が他の範となるもの

イ 候補者選定において考慮すべき事項

- (ア) 周年記念として表彰するにふさわしく、市長が特に認めるもの
- (イ) 市政功労者表彰の功労区分（地域福祉、芸術文化、スポーツ等）を踏まえ選定する
- (ウ) 市政功労者表彰の受章回数、年齢等を考慮し選定する
- (エ) 本基準は市政功労、及び感謝状贈呈と区分し、周年記念の年においてのみ行うものとする

2 今後の検討事項等

感謝状の贈呈基準について

調布市制施行 60 周年では、市政功労者表彰の顕彰分野と同じとし、資格年数を「10 年以上 15 年未満」としていた。令和 5 年度において、市政功労者表彰の資格年数の見直しを実施し、資格年数を「10 年」としたため、感謝状の贈呈基準が 1 つの検討課題となっている。